

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和1年8月15日(2019.8.15)

【公表番号】特表2018-522482(P2018-522482A)

【公表日】平成30年8月9日(2018.8.9)

【年通号数】公開・登録公報2018-030

【出願番号】特願2018-500794(P2018-500794)

【国際特許分類】

H 04 W 76/18 (2018.01)

H 04 W 92/08 (2009.01)

H 04 M 1/00 (2006.01)

H 04 W 76/50 (2018.01)

【F I】

H 04 W 76/18

H 04 W 92/08

H 04 M 1/00 R

H 04 W 76/50

【手続補正書】

【提出日】令和1年7月4日(2019.7.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

マルチ加入者識別モジュール(SIM)モバイル通信デバイスにおける呼失敗率を低減するための方法であって、

訪問公衆地上モバイルネットワーク(VPLMN)にキャンプオンされる第1のSIMを選択するステップと、

前記第1のSIMで呼開始を試みるステップと、

前記VPLMN上の前記第1のSIMでの呼設定が成功であるかどうかを決定するステップと、

前記第1のSIMでの前記呼設定が不成功であるとの決定に応じて、第2のSIMがホーム公衆地上モバイルネットワーク(HPLMN)にキャンプオンされるかどうかを決定するステップと、

前記第2のSIMが前記HPLMNにキャンプオンされるとの決定に応じて、

前記HPLMNにキャンプオンされる前記第2のSIMを選択するステップと、

前記第2のSIMを使用して呼開始を試みるステップと

前記第2のSIMを使用した前記HPLMN上の前記呼設定が成功であるかどうかを決定するステップと、

前記第2のSIMを使用した前記HPLMN上の前記呼設定が不成功であるとの決定に応じて、前記第2のSIMを使用して前記HPLMNでの呼開始を再試行するステップと
を含む、方法。

【請求項2】

前記第2のSIMが前記HPLMNではなくVPLMNにキャンプオンされるとの決定に応じて、

前記VPLMNにキャンプオンされる前記第2のSIMを選択するステップと、

前記第2のSIMを使用して前記VPLMNで呼開始を試みるステップと
をさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記第1のSIMおよび前記第2のSIMが同じVPLMNにキャンプオンされる、請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記第1のSIMおよび前記第2のSIMが異なるVPLMNにキャンプオンされる、請求項2に記載の方法。

【請求項5】

前記第2のSIMを使用した前記HPLMN上の前記呼設定が成功であるとの決定に応じて、前記第2のSIMを使用した前記HPLMN上の呼を完了させるステップ
をさらに含む請求項1に記載の方法。

【請求項6】

少なくとも1つの通信ネットワークと通信するように構成された通信ユニットと、
制御ユニットであって、

訪問公衆地上モバイルネットワーク(VPLMN)にキャンプオンされる第1のSIMを選択することと、

前記通信ユニットに前記第1のSIMで呼開始を試みさせることと、

前記VPLMN上の前記第1のSIMでの呼設定が成功であるかどうかを決定することと、

前記第1のSIMでの前記呼設定が不成功であるとの決定に応じて、第2のSIMがホーム公衆地上モバイルネットワーク(HPLMN)にキャンプオンされるかどうかを決定することと、

前記第2のSIMが前記HPLMNにキャンプオンされるとの決定に応じて、前記HPLMNにキャンプオンされる前記第2のSIMを選択し、前記通信ユニットに前記第2のSIMを使用して呼開始を試みさせることと、

前記第2のSIMを使用した前記HPLMN上の前記呼設定が不成功であるとの決定に応じて、前記通信ユニットに前記第2のSIMを使用して前記HPLMNでの呼開始を再試行させることと
を行うように構成された、制御ユニットと
を備える、モバイル通信デバイス。

【請求項7】

前記制御ユニットが、

前記第2のSIMがVPLMNにキャンプオンされるとの決定に応じて、前記VPLMNにキャンプオンされる前記第2のSIMを選択し、前記通信ユニットに前記第2のSIMを使用して前記VPLMNで呼開始を試みさせる

ようにさらに構成される、請求項6に記載のモバイル通信デバイス。

【請求項8】

前記第1のSIMおよび前記第2のSIMが同じVPLMNにキャンプオンされる、請求項7に記載のモバイル通信デバイス。

【請求項9】

前記第1のSIMおよび前記第2のSIMが異なるVPLMNにキャンプオンされる、請求項7に記載のモバイル通信デバイス。

【請求項10】

前記制御ユニットが、

前記第2のSIMを使用した前記HPLMN上の前記呼設定が成功であるとの決定に応じて、前記第2のSIMを使用した前記HPLMN上の呼を完了させる
のようにさらに構成された、請求項6に記載のモバイル通信デバイス。